
令和6年度

碧山小学校PTA

臨時総会議案書

令和6年12月21日（土）10:00-

碧山小学校PTA

令和6年度 臨時総会次第

はじめに	令和6年度碧山小学校臨時総会について	1
第1号議案	今後の碧山小学校PTAの在り方について	2
説明資料(1)	意向調査結果	3
説明資料(2)	令和7年度保護者組織体制	4
第2号議案	PTA会費の運用について	5
説明資料(3)	令和6年度PTA会計報告	6
説明資料(4)	碧山小学校教育基金運用規約	7

碧山小学校PTA

令和6年度 臨時総会について

議案事項は以下の2議案となり決議を行います

【議案事項】

第1号議案	今後の碧山小学校PTAの在り方について
-------	---------------------

第2号議案	PTA会費の運用について
-------	--------------

今後の碧山小学校PTAの在り方について

1 提案の内容

令和6年度をもってPTAを解散し、令和7年度から学校が選出を行う保護者組織「学級代表委員制（仮称）」を新設する

2 提案の理由

(1) 会員の減少

PTAが任意制となってから年々会員数の減少傾向が加速しており、今年度の加入状況は対象世帯約430世帯中、240世帯（全体の約55%）であった。また、6月に実施した意向調査（回答数344世帯）で、質問5（PTA活動への来年度の関わり方）において、「会員になる」と解した割合は回答数の約54%（約185世帯）となっており、令和7年度もPTAを継続した場合は大幅な会員数の減少が見込まれる。さらに、「会員になる」と回答した世帯のうち、「活動に積極的に関わりたい」と回答した世帯は回答数の16%（55世帯）に留まっていることから、50世帯前後で運用できる保護者組織を新設すべきである。

(2) 任意制度の矛盾

非会員を選択した後に、学級委員に選出された場合は会員の個人情報を扱うため、入会の必要性が生じるなど、制度上に矛盾がある。また、PTAが任意制度になる以前の免除制度の有用性が不透明のままである。こうした点に対する解決策がなく、役員や学級委員の選出を適性を実施することが極めて困難になっている。

(3) 保護者を取り巻く社会情勢に合った組織の必要性

意向調査の質問6（PTA活動への来年度の関わり方についての理由）において、「仕事や家庭の事情で活動に関わる時間が捻出できない」という回答が229件で、最多の割合を占めた。実際、令和6年度のPTA役員11名で活動に携わっているが、仕事や家庭、心身の健康維持と両立することが非常に難しいと実感している。

共働き世帯が増加する中で、令和6年度のPTA保護者連合会と西東京市教育委員会との懇談会の場においても「PTAの担い手が減少する中で、組織運営をどうすべきか」が議題に上がった。教育委員会からは「できる範囲のことをやっていくべきで、少しずつ形をかえ、ボランティアを募るような方向性に進むことが望ましい」という声掛けがあった。

以上をふまえ、多くの保護者に寄り添う持続可能な組織づくりを推進すべきである。

3 説明資料

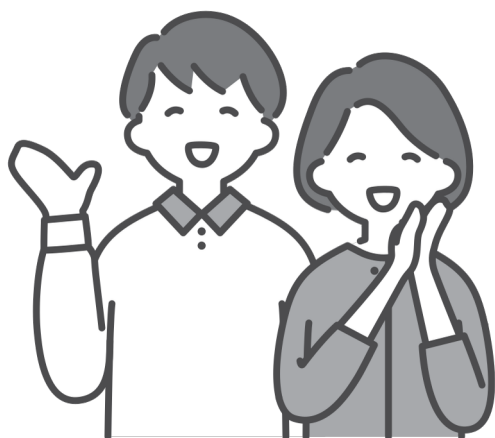
(1) PTAに関する意向調査 結果報告

(2) 令和7年度保護者組織について

PTA に関する 意向調査 結果報告

この度の PTA に関する意向調査は約 430 のご家庭に配付させて頂き、約 8 割 (344 件) のご回答を頂きました。ご多忙中にも関わらず、多くの保護者の方々にご協力頂きましたことに改めて感謝申し上げます。皆様からの貴重なご意見をありのままお伝えする形で、結果をご報告致します。少々細かい内容となりますが、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケート結果は
コチラから →



意向調査の
ご協力、
ありがとう
ございました！

令和7年度保護者組織について

	学級代表委員	学校ボランティア
選出について	各学級から選出 (各学級1名×18学級 計18名) 学級委員会の中から 委員長、副委員長を選出 (委員長1名、副委員長2名)	希望を募り、すぐーるに登録
主な仕事内容	【分担して担当する】 ① 学校運営協議会 2名 (委員長、副委員長1名)〈年4回〉 ② 給食運営協議会 2名〈年1回〉 ③ 避難所運営協議会 3名〈年3回程度〉 ④ 交通安全協力員 2名〈年2回程度〉 ⑤ ピーポくんの家 2名〈年2回程度〉 ⑥ 地域安全連絡会担当 2名 西東京市、田無警察等関係機関との連絡調整等 ⑦ 通学路安全点検担当 2名〈年1回〉 ⑧ 自転車教室運営補助 3名〈年1回〉 ※④⑤は、年2回程度、市の会議へご出席いただくことがあります。	【希望者を募って活動する】 学校行事や育成会行事等で、お手伝いいただきたいときに、学校より「すぐーる」にてお手伝いを募り、お手伝いいただく。 ① 運動会等の学校行事での受付など ② 芝刈り等の芝生管理 ③ 育成会行事でのお手伝いなど ④ その他
	その他 学年や学級等に関わる連絡調整等 (卒業対策委員)	

【学級委員免除制度】

- ・ PTA 役員経験者、地区委員の三役経験者（会長・副会長・書記長）は兄弟姉妹間も含めて永久免除
- ・ 令和6年度地区委員経験者（三役以外）は令和7年度に限り免除
- ・ 学級委員経験者は対象児童が卒業まで免除（兄弟姉妹間の免除はなし）

PTA会費の運用について

1 提案の内容

P T A会費の令和7年度への積み立て残高については、碧山小学校の教育基金として運用を引き継ぐ

2 説明資料

- (3) 臨時総会会計報告
- (4) 碧山小学校教育基金運用規約

1. 収入の部

科目	予算額	収入	差引額	備考
P T A 会費（保険含む）	379,000	284,580	▲ 94,420	1,000×261世帯、1,000×23教員、転入×1世帯
吹奏楽部寄付金	0	2,390	2,390	寄付金2,500円から手数料分 ▲110円＝2,390円
繰越金	179,614	179,614	0	
雑収入	0	49	49	利息
合計	558,614	466,633	▲ 91,981	

2. 支出の部

科目	予算額	支出	差引額	備考
会議費	3,000	0	3,000	
事務諸費	140,000	88,233	51,767	議案書印刷、文具、コピー用紙、印刷機インク、コピー機トナー、みどり野印刷等
地区活動費	60,000	60,000	0	
運営活動費	3,000	0	3,000	サークル活動費（おやじの会）
通信連絡費	13,000	0	13,000	
交通費	2,000	0	2,000	
卒業関連費	75,000	0	75,000	卒業証書ファイル（2024年度卒業生）、卒業対策(1,000×2学級)、近隣校入学式祝電
慶弔見舞金	10,000	3,000	7,000	
コピー機等積立金	40,000	0	40,000	
周年行事等積立金	40,000	0	40,000	周年行事積立金戻入分含む
非常時用保存品費	15,000	0	15,000	保存水×168本等
P T A 保険	51,000	28,437	22,563	P T A 総合保険
育成会協賛費	10,000	0	10,000	わくわくフィエスタ協賛費
予備費	99,114	0	99,114	
合計	561,114	179,670	286,963	

3. 年度末までの支出の見込み

科目	予算額	支出	差引額	備考
事務諸費	140,000	51767	0	議案書印刷、文具、コピー用紙、印刷機インク、コピー機トナー、みどり野印刷等
運営活動費	3,000	3,000	0	サークル活動費（おやじの会）
通信連絡費	13,000	13,000	0	
卒業関連費	75,000	75,000	0	卒業証書ファイル（2024年度卒業生）、卒業対策 (1,000×2学級)、近隣校入学式祝電
非常時用保存品費	15,000	15,000	0	保存水×168本
育成会協賛費	10,000	10,000	0	わくわくフィエスタ協賛費
合計		167767	119196	

4. 現在残高（2024年11月30日現在）

- 1）収支決算額
466,633（収入合計）－176,670（支出合計）=289,963（現在残高）
- 2）年度末収支決算額見込み
286,963（現在残高）－167,767（見込み支出合計）=119,196（繰越金）
- 3）積立金

科目	前期繰越金	コピー機等積立金	周年行事等 積立金	定額貯金残高
2024年度利息	580,240	200,000		780,240
	1	0		1
期末積立残高内訳	580,241	200,000		780,241

※ 各積立金はゆうちょ銀行定額貯金に預入 尚、満期書替分の利息は普通預金へ預入

5. PTA会費繰越金/積立金について
学校側と協議のうえ学校に必要な物を寄贈し、残りを基金として学校側に引継ぐこととする。
- 1) 寄贈予定品 ： ワンタッチタープテント3.0×3.0 11,500(単価)×18張(学級数)=207,000
- 2) 基金予定額 ： 692,437

碧山小学校教育基金運用規約

第1章 目的

第1条 碧山小学校教育基金（以下「基金」という。）は、碧山小学校の児童の教育活動の充実に向けて設立する。

第2章 事業

第2条 基金は、学校運営協議会の際にその使用目的を協議し、使用について決定するものとする。

第3条 特に以下の事業に使用する。

- 1 児童の安全の確保
- 2 授業の充実
- 3 家庭・地域との連携
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 補足事項

第4条 基金の保管については、碧山小学校長印を使用し、金融機関で保管するものとする。

第5条 各年度末の学校運営協議会にて会計及び会計監査を行う。会計は校長が行い、会計監査は学校運営協議会委員長が行う。

第6条 学校運営協議会開催前に、第3条の1～3に該当する件が発生した場合は、校長の判断により専決（緊急的に学校運営協議会で協議する前に予算執行する）を行うことができる。

ただし、校長は学校運営協議会委員長に直ちに報告し、その後の学校運営協議会で報告しなければならない。

第4章 会計

第7条 当初の基金については、碧山小学校PTA（令和7年3月31日解散）の所有する費用を充てる。

第5章 規約変更

第8条 本会の規約は、学校運営協議会出席委員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第6章 附則

第9条 本規約は令和7年4月1日から運用する。
令和7年3月31日制定

